

# 子育て・移住・定住応援宣言！

上毛町では新しい生活を応援しています。



## 定住促進結婚祝金のお知らせ

結婚したら



若い世代の結婚を祝福し、町への移住・定住を促進するため、上毛町に定住する意

思のあるご夫婦に祝金を交付します。

**祝 金** い い ふ う ふ  
ご夫婦1組に対して **112,200円** (1回限り)  
を交付します。

※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

【対象者】\*平成31年4月1日以降に結婚し、結婚後3カ月以内に町の住民基  
本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦。

\*祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること

※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象とな  
りません。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)

賃貸住宅に  
入居したら



## 新婚世帯・子育て世帯新生活応援補助金の お知らせ

町への移住・定住を促進するため、新たに町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世  
帯または子育て世帯に引越し費用や家賃などの一部を補助します。

**初期費用** い い ふ う ふ  
上限 **112,200円** (1回限り)  
を交付します。

●敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額

※ただし、新婚世帯においては婚姻日から起算して前3月、子育て世帯においては転入した日  
から起算して前3月に契約した費用が対象となります。

**家 賃** い い ふ う ふ  
月額上限 **11,220円** (最長3年間)  
を交付します。

●家賃月額から住宅手当を控除した額

【対象者】

〈新婚世帯〉 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦が  
新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合。

〈子育て世帯〉 小学生以下の子さんがいる世帯が新たに町内の民間  
賃貸住宅に入居する場合。

※子育て世帯は町外から入居した場合に限ります。

※この制度は「福岡県地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、実施しています。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

## 【幼児教育・保育無償化】認可外保育施設等を利用する方の手続きについて

無償化の対象になるためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

上毛町在住の認可外保育施設、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の一時預かり事業、病児・病後児保育事業利用者は「施設等利用給付認定」の申請をしてください。

- 対象施設・事業 認可外保育施設、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の一時預かり事業、病児・病後児事業
- 無償化の対象者と範囲

次の(1)～(3)をすべて満たし施設等利用給付認定を受けた場合は、利用料が上限の範囲内で無償となります。

[条件(1)] 認可保育所、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない。

[条件(2)] 3歳になった日から最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども、または、市町村民税非課税  
世帯かつ0歳～3歳になった日から最初の3月31日までの間にある子ども。

[条件(3)] 保護者のいずれも就労等の「保育の必要性」がある。

子どもの年齢	施設等利用給付認定を受けるための要件	無償化の上限額
3～5歳児クラス	保育の必要性があること	37,000円/月
0～2歳児クラス	市町村民税非課税世帯かつ保育の必要性があること	42,000円/月

※通園送迎費、行事費、延長保育料などは保護者負担になります。

- 申込み 認定希望月の前月1日～末日まで(土曜・日曜、祝日を除く)に申請書類を子ども  
未来課へ提出してください。また、申請書類は子ども未来課で配布しています。

- 申請・問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)



## 身体障がい者巡回相談のお知らせ (肢体不自由の方の補装具相談)

身体障がい者巡回相談は、待ち時間短縮や相談者の利便向上及び効率的な事業運営のため、事前予約制を導入しています。

相談希望の方は、事前予約が必要となりますので、3月25日(金)までに長寿福祉課福祉医療係までご連絡ください。

巡回相談当日に予約を行わないで来場した場合は、受付ができませんのでご注意ください。

■日 時 4月13日(水)10:00～15:00  
(受付時間 9:30～11:30, 12:30～14:30)

※予約人数が少ない場合は午前中のみの受付で終了します。

※障がい者ご本人が来場してください。

■場 所 豊前市総合福祉センター(豊前市役所横)

■相談内容  
肢体不自由の補装具(義肢、装具)費の新規支給・再支給・修理の要否判定、処方  
※車椅子、電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用  
意思伝達装置の相談、要否判定等は行いません。

■持参するもの

- ・印鑑
- ・身体障害者手帳
- ・補装具再支給の場合は、前回支給された補装具
- ・補装具修理の場合は、修理が必要な補装具

- 問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線166)

## 農業者年金に加入しませんか!!

農業に従事する方なら広くご加入いただけます



- 特徴
  - ・積立方式・確定拠出型の年金です。
  - ・保険料の額は自由に決められます。
  - ・月額20,000円～67,000円の間で1,000円単位
  - ・終身年金で80歳までの保証付きです。
  - ・公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。(支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象)
  - ・農業の担い手には、政策支援(保険料の国庫補助)があります。
  - (認定農業者などで一定の要件を満たす方が対象)

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、農業委員会または最寄りのJA(農協)か、農業者年金基金にお問い合わせください。

- 問い合わせ先
  - 農業委員会 TEL 72-3151(内線250)
  - 福岡京築農業協同組合 築東支店 TEL 72-2010
  - 農業者年金基金 TEL 03-3502-3942